

随意契約（相手方指定）調書

件名	国保年金課発券機移設及び表示設定変更作業委託	5200095
工（納）期	令和5年4月28日	
契約締結日	令和5年4月3日	
契約金額	550,000円（消費税込み）	

契約相手方	グローリー株式会社 首都圏支店 (法人番号：5140001058614)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	国保年金課発券機移設及び表示設定変更作業委託
指名業者 (案)	名称 グローリー株式会社 首都圏支店 所在地 東京都文京区本郷三丁目14番7号 NF本郷ビル 代表者 支店長 蓑島 義憲
特命理由	<p>本件は、国保年金課窓口に設置している発券機について、利用者の利便性向上のため、移設及びディスプレイ表示内容の変更等を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 当該発券機はビルコン株式会社製の製品であるが、上記業者はその販売及び保守の指定代理事業者であるため、移設及びそれに伴う配線作業を確実に実施可能である。</p> <p>また、ディスプレイ表示内容の変更等の他作業と一体的に実施することで、作業効率化と不具合発生時等の責任所在の明確化を図ることができる。</p> <p>ディスプレイ表示内容の変更については、上記業者は当該発券機の表示ディスプレイの製作者であることから、上記事業者のみが実施可能なものである。</p> <p>ディスプレイ表示内容の変更にあたっては、国保年金課で別途導入している「窓口混雑情報システム」への反映が必要となるが、当該システムのサーバを管理し、配信権を所有しているのは上記業者に限られるため、当作業を実施できるのは、上記業者のみである。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)